

下関市下水道排水設備指定工事店等の不良行為の処分に関する事務 処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下関市下水道排水設備指定工事店規程（平成19年上下水道局規程第7号。以下「規程」という。）第10条第2項及び第13条第1項の規定に基づき、下関市下水道排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）及び責任技術者が、下関市下水道条例（平成17年条例第290号。以下「条例」という。）第8条の2の規定による指定工事店の指定の取消し若しくは指定の効力の停止又は条例第8条の3の規定による責任技術者の業務の禁止若しくは業務の停止の処分を受けることとなる不良行為（以下「不良行為」という。）を行った場合における事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(不良行為の種類、点数等)

第2条 不良行為の種類は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、指定工事店が不良行為を行ったときは、当該指定工事店から下水道排水設備指定工事店不良行為届出書（様式第1号）を提出させるものとする。

3 管理者は、前項の届出書が提出されたとき又は不良行為の事実を現認したときは、下水道排水設備指定工事店不良行為確認通知書（様式第2号）により当該届出書を提出した指定工事店又は当該不良行為を行った指定工事店に対し、不良行為を確認したことを通知するものとする。

4 管理者は、前項の規定による通知をしたときは、別表第1に掲げる不良行為の種類に応じ、同表に掲げる点数（以下「不良行為点数」という。）を当該通知をした指定工事店に付するものとする。ただし、指定工事店が同一時期に複数の不良行為を行った場合であって、当該複数の不良行為が同一の排水設備工事責任技術者に起因するときは、当該複数の不良行為のうち最も不良行為点数の高い不良行為があったものとみなし、当該点数を付するものと

する。

5 管理者は、前項の規定により指定工事店に付した不良行為点数を当該指定工事店の指定の有効期間（以下「指定期間」という。）中加算するものとする。ただし、当該指定工事店の直近の不良行為に係る第3項の規定による通知をした日（次条第1項の規定による処分のうち指定の効力の停止の処分を受けたときは、当該処分が終了した日）から1年間、当該指定工事店が不良行為を行わなかったときは、当該指定工事店に付されている不良行為点数は、消滅するものとする。

（不良行為に対する処分）

第3条 管理者は、前条第4項又は第5項の規定により指定工事店に付し、又は加算した不良行為点数が別表第2に掲げる点数に達したときは、条例第8条の2の規定により、当該点数に応じた同表に掲げる処分を当該指定工事店に対し行うものとする。

2 管理者は、条例第8条の2の規定により処分を行うことを決定したときは、様式第3号により当該処分を行う指定工事店に対し通知するとともに、その旨を山口県下水道協会に通知するものとする。

（処分の警告）

第4条 管理者は、第2条第4項又は第5項の規定により指定工事店に付し、又は加算した不良行為点数が75点、170点、220点又は270点に達したときは、下水道排水設備指定工事店不良行為警告書（様式第4号）により当該指定工事店に通知するものとする。

（処分後の排水設備工事の施工）

第5条 管理者は、条例第8条の2の規定による処分を受けた指定工事店に未施工又は施工中の排水設備工事があるときは、当該指定工事店以外の指定工事店に当該排水設備工事を施工させるものとする。ただし、施工中の排水設備工事について特に必要があると認めるときは、当該処分を受けた指定工事店に施工させることができる。

（更新指定の際の停止処分期間）

第6条 指定の効力の停止の処分を受けた指定工事店の指定期間が満了し、かつ、更新された場合は、当該処分の残存期間は、更新された指定期間に引き

継ぐものとする。

(責任技術者の業務の禁止等)

第7条 条例第8条の3の規定による責任技術者としての業務の禁止又は業務の停止に関する手続きについては、山口県下水道協会排水設備工事責任技術者試験及び更新講習実施要領を適用する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、指定工事店の不良行為の処分に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、下関市下水道排水設備指定工事店の不良行為の処分に関する事務処理要綱（平成17年下関市制定）の規定により市長が行った処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定により管理者が行ったものとみなす。

附 則

この要綱は、平成20年6月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱（以下「新要綱」という。）は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 新要綱の施行の日の前日までに、改正前の下関市下水道排水設備指定工事店の不良行為の処分に関する事務処理要綱（以下「旧要綱」という。）によりなされた手続きその他の行為は、新要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

3 新要綱の施行の日前までになされた不良行為に対しては、旧要綱の規定を適用して処分を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 9 月 27 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の下関市下水道排水設備指定工事店の不良行為の処分に関する事務処理要綱により付した不良行為点数は、令和 3 年 9 月 26 日限り、消滅する。

別表第 1 (第 2 条関係)

No	不良行為の種類	点数	備考
1	排水設備工事完了検査に立ち会わなかったとき。	15	
2	排水設備工事の手直し、しゅん工図書の訂正等完了検査の際の指示事項に対し、1 月以上必要な処置をしないとき。	30	
3	正当な理由がなく排水設備工事の申込みを拒否したとき。	30	規程第 6 条第 2 項第 1 号
4	かし担保期間内において排水設備工事のかしに起因する不具合が生じた	30	規程第 6 条第 2 項第 7 号

	場合に、その補修に応じないとき。		
5	排水設備工事完了日から5日以内に排水設備の新設等工事完了届・使用開始等届の提出をしなかったとき。	45	条例第6条第1項及び第20条第1項
6	計画確認を受けないで排水設備工事を行ったとき。(緊急により事前に連絡があったとき及び軽微な変更に係る排水設備工事を除く。)	75	条例第5条及び規程第6条第2項第5号
7	雨どい等の雨水が污水管に接続されていたとき。	75	
8	指定工事店の指定の効力の停止期間中に新たな排水設備工事を行ったとき。	150	条例第7条第1項
9	その他条例、規程等に違反するとき及び管理者の要請に対して正当な理由なく協力しないとき。	30以下	

別表第2 (第3条関係)

No	処 分 の 種 類	点 数	備 考
1	指定の効力の停止 (30日間)	150	
2	指定の効力の停止 (90日間)	200	
3	指定の効力の停止 (180日間)	250	
4	指定の取消し	300	

様式第1号（第2条関係）

下水道排水設備指定工事店不良行為届出書

年 月 日

（宛先）下関市上下水道事業管理者

指定工事店名
営業所所在地
代表者氏名
電話番号
指定工事店番号

不良行為を行ったので、次のとおり届け出ます。

1 不良行為の内容等	年 月 日	年 月 日
	場 所	下関市
	内 容	
2 担当排水設備工事責任技術者名	氏 名	
	責任技術者番号	
3 不良行為に至った経緯		

様式第2号（第2条関係）

下水道排水設備指定工事店不良行為確認通知書

年 月 日

（宛先）

下関市上下水道事業管理者

印

次のとおり不良行為を確認したので、下関市下水道排水設備指定工事店の不良行為の処分に関する事務処理要綱第2条第3項の規定により通知します。

1	現 認 期 日	年 月 日
2	現 認 場 所 （排水設備設置場所）	下関市
3	排水設備等計画確認番号	
4	排水設備等使用者氏名	
5	不 良 行 為 の 種 類	

様式第3号（第3条関係）

下関市上下水道局指令下下整第 号

（宛先）

下関市下水道条例（平成17年条例第290号）第8条の2の規定により、次のとおり下関市下水道排水設備指定工事店としての指定を取り消し、又は指定の効力を停止します。

年 月 日

下関市上下水道事業管理者

印

1 処分の種類

・ 指定の取消し

・ 指定の効力の停止 期間 年 月 日から
年 月 日まで

2 処分の理由

< 教示 >

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、下関市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、下関市を被告として（訴訟において下関市を代表する者は下関市上下水道事業管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

